真岡市イメージキャラクター「もおかぴょん」からのビデオレター取扱要領

（趣旨）

第1条　この要領は、真岡市イメージキャラクター「もおかぴょん」からのビデオレター（以下「ビデオレター」という。）を提供するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（提供対象者）

第2条　ビデオレターの提供を受けることができる者は、使用目的、使用方法等から判断し、総合政策部秘書広報課長（以下「秘書広報課長」という。）が適当と認める者とする。

2　次の各号のいずれかに該当する場合は、ビデオレターの提供は行わない。

（1）特定の政治、思想又は宗教の活動に利用する場合

（2）特定の個人又は団体の売名のために利用する場合

（3）特定の個人又は団体の利益を上げるために利用する場合

（4）法令や公序良俗に反する利用をする場合

（5）その他不適切な利用と認められる場合

（費用）

第3条　ビデオレターの提供は無償とする。ただし、受領に伴う交通費、通信料その他一切の費用は、ビデオレターの提供を受けた者（以下「受領者」という。）の負担とする。

（申請）

第4条　ビデオレターの提供を希望する者は、原則として受領を希望する日の14日前までに、「真岡市イメージキャラクター「もおかぴょん」からのビデオレター提供申込書

（様式1）」を、持参、郵送、ＦＡＸ又はメールにて秘書広報課長に提出するものとする。

（遵守事項）

第５条　受領者は、ビデオレターの使用等に関して、次の事項を遵守しなければならない。

（1）第三者に転貸、提供等しないこと。

（2）二次利用その他申請時の使用目的を逸脱した使用を行わないこと。

（3）公に放映するのは秘書広報課長が認めた会場のみとし、終了後は個人利用の範囲内に収めること。

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途協議のうえ決定する。

附　則

この要領は、令和７年３月３日から適用する。